家畜の種類及び頭羽数（続き）	成牛 （肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
	頭	頭	頭	頭		
	繁殖牛					
	成牛	育成牛	子牛			
	頭	頭	頭			
	肥育豚 （子豚を除く。）	繁殖豚		子豚		
		成豚	育成豚			
	頭	頭	頭	頭		
	採卵鶏		肉用鶏			
	成鶏	育成鶏				
	羽	羽	羽			
	その他 （　　）	その他 （　　）	その他 （　　）	その他 （　　）		
	頭（羽）	頭（羽）	頭（羽）	頭（羽）		
畜舎等の数	畜舎		ふ卵舎			

注意　1　本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の１０月１日時点のものとすること。

2　「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。

3　家畜の飼養頭羽数については、当該年の１０月１日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。

4　「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満２４月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満２４月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満１０日以上で月齢が満４月未満のものをいう。

（2）「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満２４月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満９月以上満２４月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満９月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

（3）「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満１７月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満７月以上満１７月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満７月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

（4）「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満２４月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満２４月未満のものをいう。

（5）「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満３月未満のものをいう。

（6）「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満１２月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満３月以上満１２月未満のものをいう。

（7）「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満１５０日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満１５０日未満のものをいう。

5　「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（　　）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

○農林水産省令第一号
環境省

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第二項第三号の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第二項第三号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第二項第三号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項第三号に規定する特定非営利活動法人に準ずる者として主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（次号において単に「特定非営利活動法人」という。）を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。次号において同じ。）であって、生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とするもの

二　前号に掲げる者のほか、生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を行う法人及び特定非営利活動法人

三　生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を行う個人

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ハ(3)中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。